様式第１５（その１）（第１１条の６関係）

（個人用）　　　　　　　　　　　 　 （表）

|  |
| --- |
| №　　　　　　　　　　あいち航空ミュージアム観覧券金　　　　　　　円 |

（裏）

|  |
| --- |
| １　入場の際は、本券を受付係員にお示しください。２　本券は、１人１回限り有効です。３　本券は、あいち航空ミュージアムが主催して展示する航空機に関する展示物の観覧券です。 |

備考　１　用紙の大きさ及び表面の図柄は、知事が定める。

２　前号の規定により知事が用紙の大きさを縦長に定めた場合その他知事が定める場合にあっては、縦書きとすることができる。